平成２２年（フ）第３９５号
鹿児島県鹿児島市春山町1153番地１　ビバリーヒルズ春山Ａ203号
債務者　岩永　正己
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９７号
鹿児島県志布志市有明町野神2712番地14　Ａ棟
債務者　原田　里美（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
沖縄県浦添市伊祖４丁目２番20―301号　コーポレーションなかむら
債務者　山崎　明美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９５号
兵庫県明石市大久保町西島610番地の３　エクセランス大久保Ⅱ番館902号
債務者　雜野　大介
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
兵庫県明石市小久保５丁目17番地の７　グランディーコテージＡ
債務者　山下　　明
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
兵庫県明石市貴崎２丁目17番10―202号
債務者　栗原　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
神戸市西区岩岡町野中308番地の１
債務者　増田亜由美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
神戸市西区押部谷町福住628番地の262
債務者　大前　力志
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
兵庫県明石市大久保町大窪1857番地の20
債務者　木下　直美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
兵庫県明石市魚住町清水531番地の10　パークハイム201号
債務者　神吉　広子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
松江市玉湯町玉造344番地１　玉作アパート
債務者　畑　　温彦
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
大分県別府市大字南立石2213番地の２　ラトゥール山の手105号
債務者　吉武一二三
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３号
大分市新町２番14号　日宝グランディ新町304
債務者　中村　彩人
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５８号
大分県別府市上人仲町９番45号
債務者　高木　智子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６０号
大分市大字里2179番地　ロッヂ宮法師Ｅ601、住民票上の住所大分市大字里2179番地　ロッヂ宮法師Ｅ303
債務者　藥師寺明美（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３６６号
大分県別府市大字鶴見3023番地の９
債務者　後藤　芳貴
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字上ノ原67番地の３
債務者　坂本　隼人
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで　福島地方裁判所いわき支部